

我孫子市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市学校給食費補助金交付要綱（平成30年告示第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市立学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、予算の範囲内において、我孫子市学校給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童生徒 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 第3子以降の子 保護者が扶養している子のうち、最年長者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市立学校又は公立の特別支援学校小学部若しくは中学部に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、予算の範囲内において、学校給食費について補助金を交付することに関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童生徒 市立学校又は公立の特別支援学校小学部若しくは中学部に在籍する児童及び生徒をいう。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 第3子以降の子 児童生徒のうち、第1子及び第2子以外のもの</p>

(以下「第1子」という。)及び
2番目の年長者(以下「第2子」
という。)である者以外のものを
いう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者
(以下「補助対象者」という。)は、
次の各号に掲げる要件のいずれにも
該当する者とする。

- (1) **扶養している子**が3人以上い
る保護者であること。
- (2) 第3子以降の子**が児童生徒で**
ある保護者であること。

(3) 略

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとす
る保護者は、市長が指定する期日ま
でに、**我孫子市学校給食費補助金交**
付申請書(様式第1号。以下「申請
書」という。)を市長に提出しなけ
ればならない。この場合において、
扶養している子のうち第1子及び第
2子のいずれもが児童生徒である保
護者は、当該児童生徒が在籍する市
立学校の校長を経由して申請書を市
長に提出しなければならない。

2及び3 略

(実績報告)

第9条 略

2 交付決定者は、前項の規定による

のをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者
(以下「補助対象者」という。)は、
次に掲げる要件のいずれにも該当す
る者とする。

- (1) **生計を一にする児童生徒**が3
人以上いる保護者であること。
- (2) 第3子以降の子**及びその保護**
者が市内に住所を有すること。

(3) 略

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとす
る保護者は、市長が指定する期日ま
でに、**我孫子市学校給食費補助金交**
付申請書(委任状)(様式第1号。
以下「申請書」という。)を**当該市**
立学校の校長を経由して市長に提出
しなければならない。ただし、当該
保護者のうち対象となる児童生徒が
公立の特別支援学校小学部又は中学
部に在籍するものは、申請書を市長
に直接提出しなければならない。

2及び3 略

(実績報告)

第9条 略

2 交付決定者**のうち対象となる児童**

実績報告の手続を、申請書により当該市立学校の校長に委任するものとする。この場合において、当該校長が行う手続は、市長が別に定める。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、我孫子市学校給食費補助金交付確定通知書（**様式第4号**）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市学校給食費補助

生徒が市立学校に在籍する保護者

は、前項の規定による実績報告の手続を、申請書により当該市立学校の校長に委任するものとする。この場合において、当該校長が行う手続は、市長が別に定める。

3 交付決定者のうち対象となる児童

生徒が公立の特別支援学校小学部又

は中学部に在籍する保護者は、第1

項の規定による実績報告をしようと

するとき、我孫子市学校給食費補

助金実績報告書（様式第4号）に次

に掲げる書類を添付の上、市長に提

出しなければならない。

(1) 学校給食費の支払額を証明す
る書類

(2) その他市長が必要と認める書
類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、我孫子市学校給食費補助金交付確定通知書（**様式第5号**）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市学校給食費補助

<p>金交付請求書（様式第5号）に我孫子市学校給食費補助金交付確定通知書の写しを添付の上、第5条各号に掲げる期間ごとに市長に請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査の上、口座振込みの方法により、速やかに補助金を交付するものとする。</p> <p>（交付決定の取消し）</p> <p>第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条各号の要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消すときは、交付決定者に我孫子市学校給食費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>金交付請求書（様式第6号）に我孫子市学校給食費補助金交付確定通知書の写しを添付の上、前期及び後期ごとに市長に請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査の上、口座振込みの方法により、速やかに補助金を交付するものとする。</p> <p>（交付決定の取消し）</p> <p>第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 補助要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により交付を取り消すときは、交付決定者に我孫子市学校給食費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。</p> <p>3 略</p>
---	--

様式第1号を次のように改める。

様式第2号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

様式第3号中

「

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

届出者（保護者）氏 名

電話番号

我孫子市学校給食費補助金変更届」を

「

我孫子市学校給食費補助金変更届

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

届出者（保護者）氏 名

電話番号

」に

改める。

様式第4号を削る。

様式第5号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改め、同様式を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とする。

様式第7号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改め、同様式を様式第6号とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年1月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第6条第1項の規定による我孫子市学校給食費補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この告示の施行前にこの告示による改正前の第6条第1項の規定により申請された公立の特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童又は生徒の学校給食費に係る補助金については、なお従前の例による。